

主な制度の概要

市丸 健太郎

● 「児童虐待防止法」

・ 「児童虐待」

虐待対応の出発点となるので、まず「児童虐待」の定義を押さえましょう。

「虐待」とは、保護者が監護する児童に以下4つのいずれかの行為を行うことを言います。

- ①身体的虐待(身体に外傷が生じ、または、そのおそれのある暴行を加えること)
- ②ネグレクト(保護者としての監護を著しく怠ること)
- ③性的虐待(わいせつな行為をすること、または、わいせつな行為をさせること)
- ④心理的虐待(著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)

・ 通告義務

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所に通告しなければいけません。

その際、「守秘義務に関する法律の規定は通告義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」とされていることも押さえておいてください。

・ 通告等後の調査、対応

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者の出頭を要求し調査や質問をすること、立入調査などをすることができます。

児童相談所長は、児童への虐待が繰り返され、児童の安全を迅速に確保する必要がある場合など、必要性を認めたときに、短期間、親元から児童を分離させる一時保護を行うことができます。

・ 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法は、地方公共団体が、単独でまたは共同して、要保護児童対策地域協議会を設置するよう努めなければならないと定めています。

同協議会の構成員は、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者とされており、要保護児童等を支援するために、適切な連携をしていくものとされています。

● 「高齢者虐待防止法」、 「障害者虐待防止法」

・ 虐待の定義

児童虐待のときと同様に、まずは虐待の定義を押さえてください。「高齢者」ないし「障害者」¹に対して、以下5つのいずれかの行為を行うことを言います。

¹ 障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

- ①身体的虐待(身体に外傷が生じ、または、生じるおそれのある暴行を加えること)²
- ②ネグレクト(養護を著しく怠ること)
- ③心理的虐待(著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④性的虐待(わいせつな行為をすること、または、わいせつな行為をさせること)
- ⑤経済的虐待(財産を不当に処分することその他不当に財産上の利益を得ること)

・通報義務

虐待を受けたと思われる高齢者ないし障害者を発見した場合、通報義務があります。通報先は市町村です。

・手続の流れ

通報を受けた市町村は、速やかに、本人の安全確認、事実確認の措置を講じます。

市町村は虐待の有無や緊急対応の必要性などを検討し、虐待防止にあたっていきます。虐待を防ぐために必要な場合、措置等によって養護者と本人を引き離すこともあります。

●「少年事件」

・保護主義

少年法は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」ことを目的としています(保護主義)。

・「非行少年」とは

少年法の主役、「非行少年」の定義を最初に押さえてください。

まず、「少年」とは20歳未満の者とされています。

そして、「非行少年」には下記3タイプの子がいます(ここは頻出なので、頑張って定義を押さえてください)。

- ①「犯罪少年」(14歳以上で罪を犯した少年)、
- ②「触法少年」(14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年)、
- ③「ぐ犯少年」(保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は、刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年)です。

・刑事責任年齢

14歳未満の者の行為については罰しない(死刑、懲役、罰金などの刑罰を科さない)こととされています。ただし、逮捕や観護措置、少年院送致は刑罰ではなく、これらの手続がとられることはありうることに注意してください。

² 不必要な身体拘束を行うことも含みます。身体拘束は、原則違法とされていて、例外的に「緊急性」、「非代替性」、「一時性」のいずれの要件も満たす場合のみ適法になると解されています。

・手続きの流れ

参照資料の「非行少年に対する手続きの流れ」で流れを押さえておいてください。以下が特にポイントです。

①全件送致主義

捜査機関は、犯罪の嫌疑があれば、原則として全ての事件を家庭裁判所(以下「家裁」と言いますね)に送致しなければいけません(全件送致主義)。

②家裁送致後

家裁は事件の調査(少年の性格、日頃の行動、生育歴、環境など)をしていきますが、鑑別が必要な場合、少年を少年鑑別所に収容します(観護措置)。観護措置の期間は2週間で、継続の必要がある場合は更新してもう2週間延長できます。

③家裁の対応決定

調査結果が揃ったら、家裁は少年に対する対応を決定します。

i) 審判不開始

ii) 審判開始決定… 下記④へ。

iii) 検察官送致(逆送)… 刑事処分を相当と認めるときは、少年を検察官に送致します(なお、事件を起こしたときに16歳以上の少年で、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、原則、検察官に送致します)。

iv) 都道府県知事または児童相談所長送致… 児童福祉法による措置が相当なとき。

④少年審判

非公開で行われ、「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」とされています。

審判後、家裁は下記から決定を行います。

i) 不処分

ii) 検察官送致(逆送)

iii) 都道府県知事または児童相談所長送致

iv) 保護処分(さらに下記3種類に分かれます)

ア) 保護観察… 少年を社会の中で生活させながら、保護観察所の指導を受け、定期的に保護司と面会させながら立ち直りを図ります。

イ) 少年院送致

ウ) 児童自立支援施設³等送致

³ 児童福祉法に基づく施設で、「不良行為をなし、または、そのおそれのある児童、家庭の生活環境上、生活指導を要する児童などの自立を支援する施設」です。

● 「DV防止法」

・「配偶者からの暴力」の定義

「配偶者」…法律婚だけではなく、事実婚の場合や元配偶者も含まれます。なお、生活の根拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象になります。

「暴力」…身体的暴力だけではなく、これに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。

・通報義務

配偶者からの暴力(身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなければいけません。

(虐待防止法のとくと違って、暴力の疑いではないこと、努力義務であることに注意！)

・保護命令(発令要件)

配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が更なる身体に対する暴力により、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、地方裁判所が配偶者に対して保護命令を出します。

・保護命令(種類)

①被害者への接近禁止命令⁴(6カ月)

②退去命令⁵(2カ月)

③被害者の子または親族等への接近禁止命令(6カ月、上記①の発令が条件)

④電話等禁止命令(6カ月、上記①の発令が条件)⁶

違反について、罰則規定(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)があります。

・「配偶者からの暴力」>通報義務の対象行為>保護命令の対象行為というイメージを

⁴ 配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

⁵ 配偶者に、被害者と共に住む住居から退去させる命令です。

⁶ 被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、無言電話・緊急時以外の連続する電話、FAX・メール送信等を禁止する命令です。

●「精神保健福祉法」

・入院形態

精神障害者の入院について、精神保健福祉法は下記形態を定めています。

①任意入院

対象：入院を必要とする精神障害者で、入院について本人の同意がある者

要件：精神保健指定医⁷の診察は不要

なお、精神保健指定医の診察により、医療及び保護のために入院の継続を要することが認められた場合、72時間に限って退院させないことができます。

②措置入院（緊急措置入院）

対象：入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者

要件：精神保健指定医2名の診断結果が一致した場合に都道府県知事が措置

（緊急措置入院は急速な入院の必要性があることが条件で、指定医の診察は1名で足りませんが、入院期間は72時間以内に制限されます。）

③医療保護入院

対象：入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者

要件：精神保健指定医師（又は特定医師⁸）の診察及び家族等の同意

（特定医師による診察の場合は12時間まで）

④応急入院

対象：入院を必要とする精神障害者で、任意入院を行う状態になく、急速を要し、家族等の同意が得られない者

要件：精神保健指定医（又は特定医師）の診察

（入院期間は72時間以内で、特定医師による診察の場合は12時間まで）

⁷ 精神保健指定医…精神保健福祉法に基づく入退院や行動制限の必要性等について判断することができる国家資格です。

⁸ 特定医師…精神保健指定医ではないものの、一定の条件を満たすことで医療保護入院や応急入院の診断に関与できる医師のことです。

●「個人情報保護法」

・利用目的の明確化

個人情報⁹を取得する際は、利用目的を明確にして、原則、その利用目的でのみ利用しなければいけません。

・第三者提供の原則と例外

また、個人データ¹⁰を本人の同意なく第三者に提供することはできません。ただし、①人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難なとき、②法令に基づく場合(令状捜査等)等はその例外にあたります。

・小規模事業者の適用除外の廃止

改正前は、5000 人を超える個人情報を保有する事業者のみが個人情報保護法の適用対象でしたが、その例外がなくなっています。

⁹ 個人情報は、「①生存する②個人に関する情報であって、③当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)」等と定義されています。

¹⁰ 個人情報データベース等を構成する個人情報のことですが、個人情報よりもやや狭いと捉えてください。